# 苦情事例に学ぶ⑤ 監修 弁護士 三浦雅生

### 今回のテーマン

時間を案内しなかったせいだ 空港で乗り遅れた!旅行会社が締め切り

前号では「パス

が渡航先の国が定め ポートの有効期限\_ たものを満たしてい なかったという相談 ないため、出発でき



でしたが、今回も、空港から海外旅行に出かけられな たからだと、旅行会社の責任を追及されています。 客様は空港での手続き締め切り時間の案内をしなかっ かったというトラブル。原因は乗り遅れなのですが、お

えてみたいと思います。 あります。そこで、今回はこのことについて改めて考 不慣れなお客様にとっては、そうでないということは 旅行会社のスタッフには常識のことが、特に旅行に

### 申し出内容はこうです

## 〈旅行会社は説明する義務はあるはず!〉

不慣れなので、何時までに手続きをしないといけない 出発することができなかった。自分たちは海外旅行に としたところ、既に搭乗手続きは締め切られていて、 間少し前に航空会社のカウンターで搭乗手続きしよう みました。旅行当日、成田空港に到着し、出発の1時 年末年始、海外航空券と現地のホテルを2名で申込

> というものです。 かを知らない。その案内をするのは旅行会社の責任だ

義務があるのでしょうか 旅行のプロとしてどこまで詳細にわたる案内をする

### 解決に向けての指針

### 〈どの契約に基づく契約なのか?〉

わってくるということも、 とも)が基本のキになります。そして、各旅行契約別 いただく必要があります。 に、契約成立や取消料、旅行会社の責任が大きく変 確認すること(それと、お客様に認識していただくこ まず、今回の取引はどの契約に基づくのか、それを 説明の中でお客様にご理解

いう契約は、手配旅行契約となります。 今回の、海外航空券と現地のホテルの手配をしたと

務は生じません。 らない義務もなく(標準旅行業約款手配旅行契約第3 手配していれば、手配を完成(成功)させなければな 的です。お客様の希望する航空券とホテルを間違いな ない(してはいけない)反面、旅行会社の責任は限定 くとも、それで「終了」です。よって、それ以上の義 条)、旅行会社としては希望する航空券を獲得できな く手配すれば、すなわち善良な管理者の注意を持って 手配旅行は、企画旅行と異なり、勝手に値付けでき

約の解釈において「信義誠実の原則(信義則)」と呼 はどうでしょうか?前号の解説、覚えていますか?契 ことを、対応したスタッフがそのお客様との会話の中 で知っていた場合、さらに募集型企画旅行だった場合 しかしながら、海外旅行が初めてで、不慣れである

> ばれる考え方がありましたね。契約書類に記載されて までに行かないといけないことも説明する必要がある ティチェックや出入国審査など、混雑時は並ぶことも わないといけないこと。チェックイン後も、セキュリ と、そのため、十分に時間に余裕をもって空港に向か 会社によって異なるが、国内の場合より締切が早いこ をお知らせしておくことが必要となってきます。今回 場合、お客様の様子を見ながら、必要と思われる情報 うようにしなければならない」というものです。この あり、最終的に決められた搭乗口に、指定された時間 の例では、航空会社のチェックインは、正確には航空 いなくても、取引の目的実現のため、必要な事項は 「お互い不明点は確認しあうなどして相手の信頼に沿

やめとなったとの記事を見つけました。 が、やはり残存有効期間が足りなくて空港で出発取り バリ島に家族旅行に出かけたタレントさんとご家族 前号の「パスポートの有効期限」掲載の後日、同じ

経由ならチェックしてもらえると思っている様子が窺 ずに個人でチケットを手配したために起きたと分析\_ そのタレントさんは、「今回の旅行は旅行会社を通さ たりまえというのが、結局のところ、消費者全般の 範疇であるにもかかわらず、旅行会社は気がついてあ しているとの内容でした。航空券手配でも、旅行会社 渡航手続代行契約を結んでいない限り、自己責任の

ずはトラブル発生を防止するため、お客様と応対する 限りの想像力を駆使することが望まれます。 般的な考え方であると認識するしかないでしょう。ま スタッフは、リスク回避に向けて五感を使い、できる